

揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る

国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律案

右の議案を提出する。

令和三年十二月六日

提出者

足立康史
吉田豊史
田中健

賛成者

阿部司
阿部弘樹
青柳仁士
赤木正幸

浅川義治
井上英孝
伊東信久
池下卓

池畑浩太郎
一谷勇一郎
市村浩一郎
岩谷良平

浦野靖人
漆間讓司
遠藤敬
遠藤良太

小野泰輔	奥下剛光	金村龍那	沢田良
杉本和巳	住吉寛紀	空本誠喜	高橋英明
中司宏	馬場伸幸	早坂敦	藤田文武
藤巻健太	堀場幸子	掘井健智	前川清成
三木圭恵	美延映夫	岬麻紀	守島正
山本剛正	吉田とも代	和田有一朗	浅野哲
岸本周平	斎藤アレックス	鈴木敦	鈴木義弘
玉木雄一郎	長友慎治	西岡秀子	古川元久
前原誠司	吉良州司		

揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るための東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する等の法律

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第一条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五十二条及び第五十三条を次のように改める。

第五十二条及び第五十三条 削除

(地方公共団体の減収を補填するために必要な措置)

第三条 政府は、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十九条第一項及び地方税法附則第十

二条の二の九第一項の規定の適用がある場合においては、これらの規定の適用により生ずる地方揮発油税及び軽油引取税の収入の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことに鑑み、これらの収入の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(石油製品の価格の高騰による悪影響を緩和するための方策に関する検討)

第二条 政府は、現下の灯油、重油その他の石油製品の価格の高騰が国民生活及び国民経済に悪影響を及ぼしていることを踏まえ、この法律の施行後速やかに、暖房の用に供する灯油の購入に要する費用及び農林漁業の用に供する重油の購入に要する費用に係る負担を軽減するための措置の拡充その他の石油製品の価格の高騰による国民生活及び国民経済への悪影響を緩和するための方策の一層の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(石油製品に対する課税の在り方の見直し)

第三条 政府は、この法律の施行後速やかに、国民負担の軽減及び税制の簡素化を図る観点から、揮発油、軽油その他の石油製品に対する課税の在り方について抜本的な見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第四条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

揮発油等の価格の高騰から国民生活及び国民経済を守るため、揮発油価格高騰時における揮発油税等の税率の特例規定の適用停止措置を適用することができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、平年度約一兆六百九十億円である。